

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

情報・システム研究機構役員給与規程により、勤勉手当の額については、その成績率を、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、及び各役員の在職期間における実績等を総合的に勘案し、100分の72.5以上100分の77.5以下の割合の範囲内において定めるものとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成24年4月1日から、次のとおり改正した。
・ 基本給月額を平均0.5%減額する改定

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、次の措置を講ずることとした。

- ・ 平成24年5月から平成26年3月の期間、基本給月額を9.77%減額
- ・ 平成24年5月から平成26年3月の期間、都市手当及び広域移動手当を10%、期末手当及び勤勉手当を9.77%減額

理事

平成24年4月1日から、次のとおり改正した。
・ 基本給月額を平均0.5%減額する改定

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、次の措置を講ずることとした。

- ・ 平成24年5月から平成26年3月の期間、基本給月額を9.77%減額
- ・ 平成24年5月から平成26年3月の期間、都市手当及び広域移動手当を10%、期末手当及び勤勉手当を9.77%減額

理事(非常勤)

改定なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,290	千円 10,750	千円 4,363	千円 1,935 (都市手当) 240 (通勤手当)			
A理事	千円 10,430	千円 6,672	千円 3,424	千円 333 (都市手当)		11月30日	
B理事	千円 15,801	千円 9,963	千円 4,044	千円 1,793 (都市手当)		3月31日	
C理事	千円 14,571	千円 9,111	千円 3,657	千円 1,503 (都市手当) 297 (通勤手当)			
D理事	千円 5,464	千円 3,010	千円 1,915	千円 481 (都市手当) 57 (通勤手当)	12月1日		
E理事 (非常勤)	千円 1,584	千円 1,584	千円 0	千円 0			※
A監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0			※
B監事 (非常勤)	千円 996	千円 996	千円 0	千円 0	4月1日		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
A理事	千円 5,472 (49,652)	年 月 6 10 (32) (7)	平成24年11月30日			
B理事	千円 7,296 (50,944)	年 月 8 0 (37) (0)	平成25年3月31日			
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務運営の簡素化、合理化、効率化及び情報化を推進し、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、国からの運営費交付金によることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたっては、職員の勤務成績等を考慮することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。
基本給 (昇給)	昇給日(毎年1月1日)前1年間における勤務成績に応じて上位の号に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

平成24年4月1日から、次のとおり改正した。

- ・ 医療職基本給表を除いた全ての基本給表を平均0.23%の減額改正(40歳台後半層以上が受ける基本給月額に限定して引下げ)
- ・ 平成18年の給与構造改革に伴う経過措置対象者について、経過措置額に99.1%を乗じて得た額とする改正
- ・ 平成24年4月にかけて平成18年の給与構造改革に伴う経過措置額が減額されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、これまで抑制してきた昇給号俸を36歳未満の職員を最大1号俸、30歳未満の職員を最大2号俸回復
- ・ 教育職基本給表のうち、5級及び6級の調整基本額の減額改正
- ・ 短期間の育児休業(1か月以下)を取得した職員について、期末手当の在職期間から当該育児休業期間を除算しないこととする改正
- ・ 通勤手当における新幹線鉄道等に係る特別料金及び単身赴任手当について、民間等からの新規採用者を支給対象とする改正

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、職員及び役員について次の措置を講ずることとした。

- ・ 実施期間:平成24年5月～平成26年3月
- ・ 俸給表関係の措置の内容:
 - 基本給月額を一般職及び教育職2級以下は4.77%減額、
 - 一般職3級から6級、医療職2級、教育職3級及び4級は7.77%減額、
 - 一般職7级以上、教育職5级以上及び指定職は9.77%減額
- ・ 諸手当関係の措置の内容:管理職手当、都市手当及び広域移動手当を10%、期末手当及び勤勉手当を9.77%減額

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 332	歳 46.2	千円 7,574	千円 5,723	千円 159	千円 1,851
事務・技術	人 114	歳 42.5	千円 5,694	千円 4,356	千円 162	千円 1,338
教育職種 (大学教員)	人 216	歳 48.0	千円 8,545	千円 6,406	千円 157	千円 2,139
教育職種 (外国人教師等)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 38	歳 42.6	千円 3,613	千円 2,768	千円 123	千円 845
事務・技術	人 16	歳 41.4	千円 3,715	千円 2,858	千円 175	千円 857
特任研究員	人 22	歳 43.4	千円 3,539	千円 2,702	千円 84	千円 837

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため、表を省略した。

注3:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)並びに非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため、欄を省略した。

注4:「特任研究員」とは、競争的資金等により実施される研究の研究又は研究支援業務に従事する者をいう。

注5:「技能・労務職種」は、該当者がいないため、欄を省略した。

注6:常勤職員の教育職種(外国人教師等)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人 233	歳 38.8	千円 5,115	千円 5,115	千円 127	千円 0
特任教員	人 24	歳 39.1	千円 7,463	千円 7,463	千円 160	千円 0
特任研究員	人 165	歳 38.1	千円 4,925	千円 4,925	千円 112	千円 0
特任専門員	人 25	歳 43.3	千円 4,519	千円 4,519	千円 171	千円 0
特任技術専門員	人 19	歳 39.1	千円 4,582	千円 4,582	千円 162	千円 0

注1:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため、表を省略した。

注2:事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため、欄を省略した。

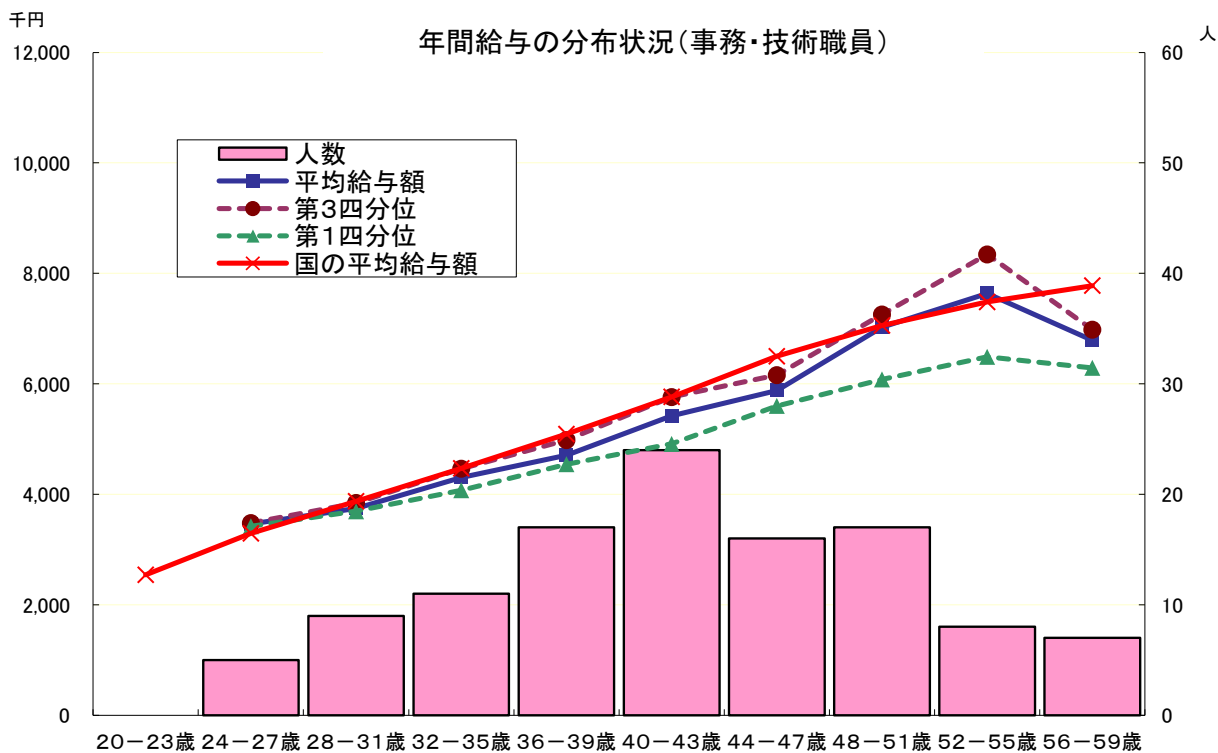
注3:「特任教員」とは、競争的資金等による研究・教育に従事する者をいう。

注4:「特任研究員」とは、競争的資金等により実施される研究又は研究支援業務に従事する者をいう。

注5:「特任専門員」とは、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に従事する者をいう。

注6:「特任技術専門員」とは、高度の技術専門的な知識経験又は優れた技術的見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に従事する者をいう。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

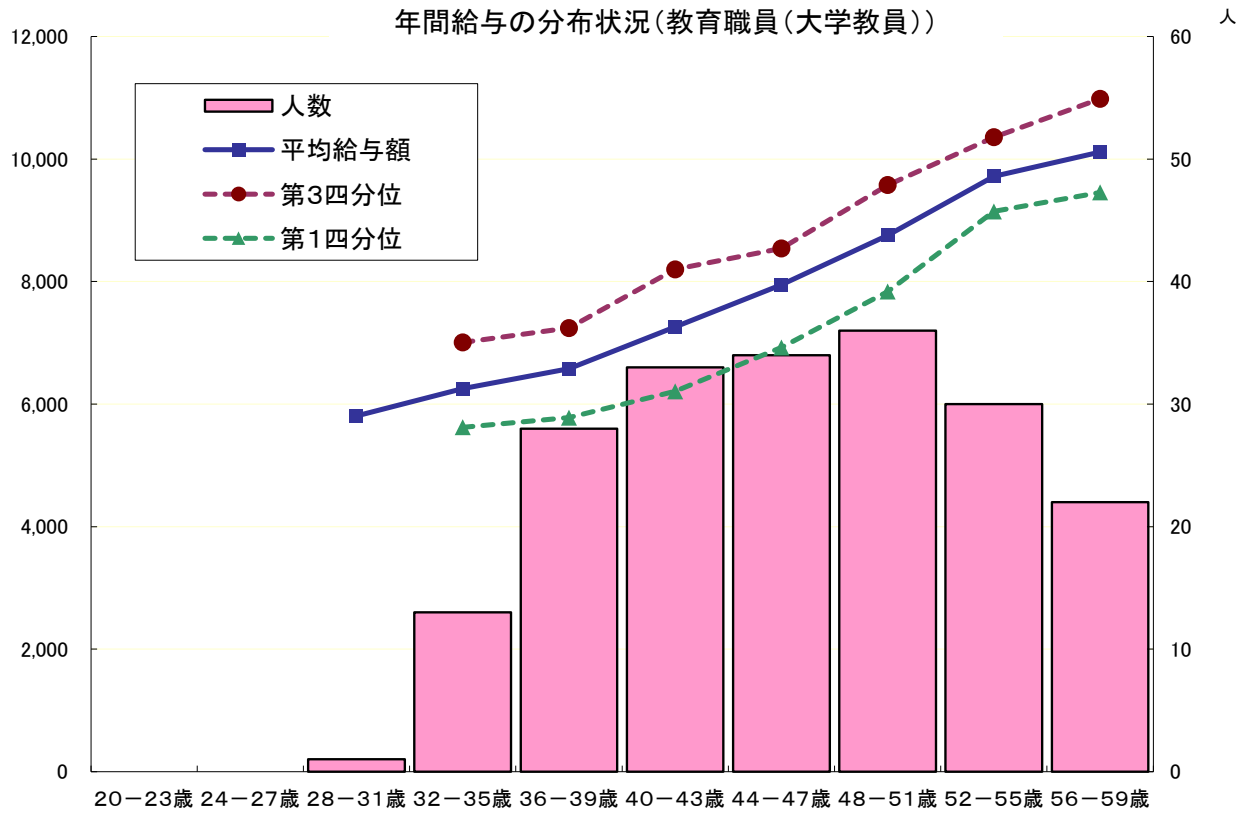


(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円		第1分位 千円	第3分位 千円
部長	3	53.2	—	—	9,379	—	—
課長	7	51.9	7,610	8,134	8,134	8,651	8,651
課長補佐	17	50.9	6,492	6,819	6,819	7,118	7,118
係長	44	43.5	5,224	5,636	5,636	5,963	5,963
主任	10	38.6	4,326	4,668	4,668	5,122	5,122
係員	33	35.1	3,698	4,092	4,092	4,345	4,345

注1:「部長」には部長相当職である「次長」、「センター長」及び「副センター長」を、「課長」には課長相当職である「グループ長」、「ディレクター」及び「マネージャー」を、「課長補佐」には課長補佐相当職である「副課長」、「総括チームリーダー」及び「専門員」を、「係長」には係長相当職である「チームリーダー」及び「専門職員」をそれぞれ含む。

注2:部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	81	54.7	9,577	10,242	10,860
准教授	75	46.3	7,752	8,118	8,517
助教	60	41.3	5,793	6,220	6,477

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任・係員	係長・主任	課長補佐・係長	課長・課長補佐
人員(割合)	114	4 (3.5%)	29 (25.4%)	51 (44.7%)	16 (14.0%)	7 (6.1%)
年齢(最高～最低)		29～25	58～26	51～34	58～44	59～41
所定内給与年額(最高～最低)		2,731～ 2,468	3,748～ 2,701	6,265～ 3,258	5,942～ 4,377	6,449～ 4,824
年間給与額(最高～最低)		3,479～ 3,240	4,912～ 3,422	7,725～ 4,248	7,689～ 5,866	8,342～ 6,531

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長・部長	局長	局長
人員(割合)		4 (3.5%)	3 (2.6%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		54～50	}	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		6,643～ 6,286	}	}	}	}
年間給与額(最高～最低)		8,744～ 8,216	}	}	}	}

注:7級における該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	216	該当者なし (%)	60 (27.8%)	該当者なし (%)	75 (34.7%)	81 (37.5%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		}	56～31	}	63～33	63～37	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	5,829～ 3,814	}	6,929～ 5,246	9,235～ 5,686	}
年間給与額(最高～最低)		}	7,632～ 5,028	}	9,457～ 7,007	12,623～ 7,787	}

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.0	% 64.4	% 63.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.0	% 35.6	% 36.8
	最高～最低	% 44.7～33.1	% 44.8～30.3	% 44.7～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 66.7	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 33.3	% 34.2
	最高～最低	% 44.3～31.4	% 41.1～29.0	% 39.0～30.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.8	% 64.9	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.2	% 35.1	% 36.6
	最高～最低	% 48.8～33.3	% 45.3～30.6	% 47.0～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 67.3	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 32.7	% 34.0
	最高～最低	% 43.5～32.3	% 42.0～26.5	% 38.9～30.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.0

対他の国立大学法人等

104.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

102.8

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	95.0
	参考	地域勘案 91.3 学歴勘案 93.1 地域・学歴勘案 89.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 83.3% (国からの財政支出額 19,189,481,000円、支出予算の総額 23,053,395,000円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて決定しているため、適正なものである。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
	【検証結果】 今後とも、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて、給与水準の適正の維持に努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との
給与水準(年額)の比較指標

103.9

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度) 千円	前年度 (平成23年度) 千円	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,201,587	3,540,654	△339,067	(△9.6)	△339,067	(△9.6)
退職手当支給額 (B)	428,800	252,712	176,088	(69.7)	176,088	(69.7)
非常勤役職員等給与 (C)	2,907,030	2,538,548	368,482	(14.5)	368,482	(14.5)
福利厚生費 (D)	743,575	715,727	27,848	(3.9)	27,848	(3.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,280,992	7,047,641	233,351	(3.3)	233,351	(3.3)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」についての対前年度比とその増減要因
「給与、報酬等支給総額」の対前年度比は9.6%減であるが、これは国家公務員の給与の臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、給与減額支給措置(給与削減相当額△266,941千円)を行ったことによるものである。
「最広義人件費」の対前年度比は3.3%増であるが、これは昨年度に比べて、定年退職の職員及び任期満了の役員が多かったことや、寄附金その他競争的資金等により雇用される非常勤職員の増加などによるものである。
- ② 「退職手当支給額」についての対前年度比とその増減要因
「退職手当支給額」の対前年度比は69.7%増であるが、これは国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等に基づき、退職手当の減額支給措置(退職手当削減相当額△15,898千円)を行ったものの、昨年度に比べて、定年退職の職員及び任期満了の役員が多かったことによるものである。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

- ・ 役員と職員について、官民の退職手当の支給水準の均衡を図るために退職手当法上設けられている「調整率」を段階的に引き下げる。調整率の引き下げは、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用。